

○沼田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

平成25年3月29日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)について、同項の規定による認定又は法第55条第1項の規定による変更の認定(以下「認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅(住宅以外の部分を有しないものに限る。) 3万3,000円

(2) 共同住宅(長屋を含む。以下同じ。)(住宅以外の部分を有しないものに限る。)

次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

イ 住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住棟内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(イ) 共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

ウ 住戸及び住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住棟内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(イ) 共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(3) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分が共同住宅以外の住宅

であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 3万3,000円

イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 3万3,000円に、住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額を加えた額

ウ 住宅及び建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 3万3,000円に、住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額を加えた額

(4) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分が共同住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(イ) 住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(ウ) 住宅以外の部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。ウ(ウ)において同じ。)の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

ウ 住戸及び建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(イ) 住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のい

ずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

2 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの（以下「適合証」という。）を添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3万3,000円」とあるのは「5,000円」と、同項第2号中「中欄」とあるのは「右欄」と、同項第3号中「3万3,000円」とあるのは「5,000円」と、「中欄」とあるのは「右欄」と、同項第4号及び第5号中「中欄」とあるのは「右欄」とする。

第3条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合は、前条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしたならば沼田市建築基準法関係手数料条例（平成20年条例第10号）第2条の規定により納入することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

（手数料の納付方法）

第4条 手数料は、申請の際に徴収する。

（手数料の還付）

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

戸数	金額	適合証を添付した場合
----	----	------------

		の金額
1戸	33,000円	5,000円
2戸以上5戸以下	68,000円	10,000円
6戸以上10戸以下	95,000円	16,000円
11戸以上	134,000円	27,000円

別表第2（第2条関係）

床面積	金額	適合証を添付した場合 の金額
300平方メートル以下	107,000円	10,000円
300平方メートルを超えるもの	176,000円	27,000円

別表第3（第2条関係）

床面積	金額	適合証を添付した場合 の金額
300平方メートル以下	236,000円	10,000円
300平方メートルを超えるもの	376,000円	27,000円